

「避難行動要支援者名簿」の登録について

市では、災害対策基本法の改正を踏まえて、高齢者や障がいのある方などのうち、災害が起きた時に自力で避難することが困難で特に支援が必要な方を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成し、安否確認・避難支援等に役立てるための取組を進めています。



名簿整備の背景

東日本大震災では、高齢者と障がい者の死亡率が非常に高かったことから、災害対策基本法が改正され、特に避難支援が必要である方を対象とした「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務づけられました。これに伴い、これまで市が実施してきた「災害時要援護者登録台帳」を廃止し、「避難行動要支援者名簿」を作成することになりました。

「避難行動要支援者名簿」の概要

避難行動要支援者名簿には、以下の3種類があります。

全体名簿…市が指定した全ての要支援者を掲載した名簿

同意者名簿…名簿の登録対象者(2頁参照「対象者要件1及び2」)のうち、名簿情報を平常時から避難支援等関係者※1へ提供することに同意した方を掲載した名簿

不同意者名簿…名簿の登録対象者のうち、同意のいただけなかった方を掲載した名簿

同意者名簿については、日ごろから自治会・町内会や民生委員児童委員との顔が見える関係づくりに役立てられます。また、不同意者名簿は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に支援者に対し名簿情報を提供し、支援に活用されます。

※1の解説は、4頁にあります。

名簿の登録対象者

1. 市が指定する登録者(以下の要件にあてはまる方は、自動的に登録されます)

- (1) 介護保険の要介護3～5の方
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級の方
- (3) 療育手帳○A(最重度)又はA(重度)の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方
- (5) 要介護1又は2の方で、認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅡ～Ⅳ又はMの方

上記の対象者の方には、避難行動要支援者の同意に関する通知を市から送付します。通知と併せて「守谷市避難行動要支援者名簿の提供に関する同意書」を同封します。内容を確認し、同意される方は必要事項を記入して守谷市社会福祉課へご返送ください。(郵送または持参による。FAX 不可)

※社会福祉施設入所者や長期入院患者は対象範囲から除きます。

2. 災害時の支援を必要とする理由を有する方で、名簿掲載を希望される方(上記1で指定された方以外)

(対象となる方の要件例として)

- (1) 65歳以上の単身世帯、または75歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 要介護、または、要支援の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (4) 療育手帳をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (6) 難病医療費受給者証をお持ちの方

☆ 登録を希望される方

「守谷市避難行動要支援者登録申請書」に必要事項をご記入いただき、守谷市社会福祉課までご提出ください。(郵送または持参による。FAX 不可)

登録申請書は、市役所社会福祉課にございます。なお、外出が困難な方は、社会福祉課にご連絡をいただければ、ご自宅に郵送いたします。

名簿の記載内容

◎本人の情報

- ① 氏名(ふりがな) ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由

名簿活用イメージ図

市が名簿を作成

市が指定する対象者と一定条件を満たす希望者を避難行動要支援者名簿に登録します。

避難行動要支援者

名簿情報を平常時から外部提供することへの同意確認

同意する

同意しない

平常時

- ・ 市から避難支援等関係者（自治会等，自主防災組織，民生委員児童委員，守谷市社会福祉協議会，守谷市消防団，取手警察署，守谷消防署）へ名簿提供
- ・ 自治会等や民生委員児童委員との地域での顔の見える関係づくり



災害時

- ・ 避難行動の支援
- ・ 安否確認
- ・ 救助活動等



災害発生時は、法律に基づき名簿情報が支援者に提供されます。

※支援活動が必ず行われることを保証するものではありません。

用語の解説

※1 避難支援等関係者

災害発生時に避難行動要支援者の避難支援等を行う方たちです。
自治会・町内会，自主防災組織，民生委員児童委員，守谷市社会福祉協議会，守谷市消防団，取手警察署，守谷消防署が該当します。

個人情報の管理

名簿に登録された個人情報は，守谷市個人情報保護条例に基づき厳重に管理します。

また，名簿の提供を受ける避難支援等関係者は，市の名簿取扱いに関する説明を受け，受領した名簿を適切に管理し，情報漏えい防止を徹底します。

避難支援におけるご注意

- ・当名簿に登録されても，**災害時に必ず避難支援・安否確認が行われることを保証するものではありません。**
- ・安否確認者自身も被災者であり，自分の命を守ることが最優先になります。
- ・避難支援等関係者に対して，**避難支援・安否確認を行う上で法的な拘束力や責任は発生しません。**

当制度に関するお問い合わせ

〒302-0198

茨城県守谷市大柏950番地の1

守谷市役所 保健福祉部 社会福祉課 社会福祉グループ

電話：0297-45-1111（内線162） Fax：0297-45-6527

メールアドレス：s.fukushi@city.moriya.ibaraki.jp

平成30年7月作成